

## 規 則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十九号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十二年埼玉県  
規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人  
確認情報」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。